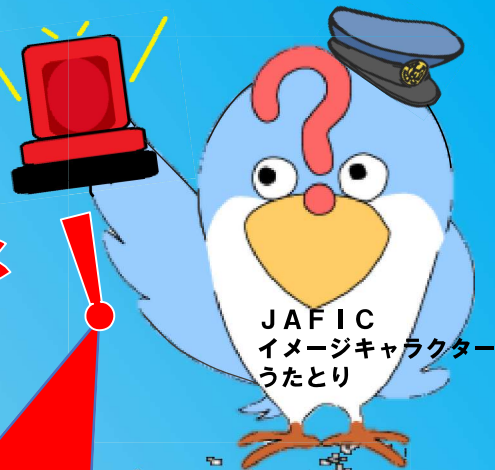


口座を買ったり、
売ったり…

罰則引上げ！



JAFIC
イメージキャラクター
うたとり

1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科

※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

罰則の対象行為

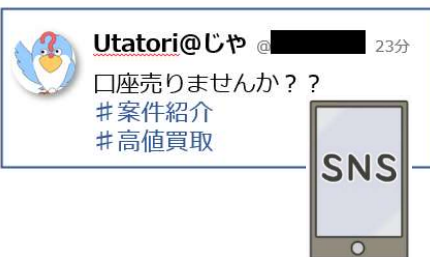


① 買う・譲り受ける行為

口座売ると
稼げるのか…



② 売る・譲り渡す行為



③ 勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
IDやパスワード等



① 預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
IDやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

② 暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ID・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ID・パスワード等

③ その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります





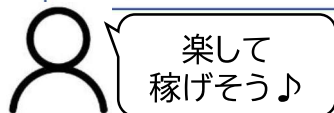
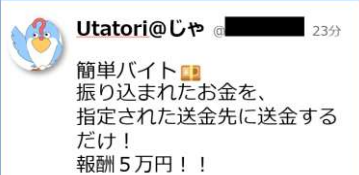
ダメ！！ 「送金犯罪」

※罰則が
創設されます

2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

① SNS等での募集



② 口座番号の提供

③ 送金と報酬受領



「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！



ポイント！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリ
や口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支
払いに必要な送金を家
族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！



警察庁
National Police Agency



金融庁
Financial Services Agency



三重県警察
Mie Prefectural Police